

項 目	適合性検査を受検する届出事業者が備えるべき検査設備について（温度試験設備）
1 内容	<p>当社は電熱器具を製造している事業者ですが、当社の検査設備において、これまでの熱電対温度計をサーミスター温度計に変更しようと考えています。</p> <p>この場合、特定電気用品を製造する届出事業者が電気用品の適合性検査を受検する際に備えていなければならない熱電対温度計として認められるのでしょうか。</p>
2 回答	<p>登録検査機関が行う特定電気用品に係る適合性検査の際の検査設備の技術基準については、電気用品安全法施行規則（省令）第15条に定められています。そこでは、温度試験設備として「電圧調整器」、「電圧計」、「電流計」及び「熱電対温度計」を備えていることと規定されており、設備が限定されています。従って、サーミスター温度計では熱電対温度計としては認められないこととなります。</p>